

大和高田市地域包括支援センター総合相談支援事業一部委託実施要領

第1条（目的）

この要領は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

第2条（対象事業所）

本市が本事業を委託する事業所は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）本市内に相談窓口となる事業所を有する介護保険施設等であって24時間365日の対応ができる医療法人や社会福祉法人等。
- （2）本事業実施に関して、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の各々これに準ずる者、または相談業務に3年以上従事する者で、必要とされる医療・保健・福祉サービス等の専門的な知識や経験を有する者を1名以上配置すること。

第3条（委託内容）

本市は、次に掲げる内容を委託する。

- （1）総合相談支援
- （2）実態把握業務
- （3）地域におけるネットワークの構築

第4条（事業の受託の申出）

- （1）本事業を受託する意向のある事業所は、大和高田市地域包括支援センター総合相談支援事業一部委託応募申込書（別紙様式）により申出を行うものとする。

第5条（報告及び届出）

- （1）開始月の前月までに、所定の様式により「事業計画書」を提出するものとする。
- （2）月締めで所定の様式により「事業報告書」を市に提出するものとする。

第6条（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和7年10月1日より施行する。